

世界遺産「ル・コルビュジエの建築作品 -近代建築運動への顕著な貢献-」
構成資産「国立西洋美術館」
遺産影響評価マニュアル【緩衝地帯（商業地区）編】

令和7年6月13日

世界文化遺産「ル・コルビュジエの建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会決定

目次

1	はじめに	1
2	世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の概要	2
(1)	名称	2
(2)	地理的座標	2
(3)	世界遺産一覧表への記載日	2
(4)	構成資産の一覧	2
(5)	構成資産（国立西洋美術館）の国内法での指定等	3
(6)	2016年世界遺産委員会において留意された顕著な普遍的価値の言明	3
(7)	推薦書附属書類「保存活用計画」に示された構成資産「国立西洋美術館」における顕著な普遍的価値及び緩衝地帯の保護措置について	8
(8)	顕著な普遍的価値の基準および属性に対する構成資産（国立西洋美術館）の貢献（表）	12
(9)	顕著な普遍的価値の属性	13
3	遺産影響評価の実施と対象	14
(1)	緩衝地帯について	14
(2)	遺産影響評価の実施について	15
(3)	遺産影響評価の基準	17
(4)	遺産影響評価実施における各主体の役割	22
(5)	遺産影響評価の実施手順	22
4	遺産影響評価書・遺産影響評価報告書の作成	26
(1)	遺産影響評価書の作成	26
(2)	遺産影響評価報告書の作成	28
5	世界遺産委員会への報告	29
(1)	「作業指針」第172項に基づく世界遺産委員会への報告	29
(2)	定期報告への記載	29
(3)	報告しない場合の取扱い	30

1 はじめに

近年の世界遺産委員会において、世界遺産の顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value, OUV）が、計画されている事業等によって受ける影響を評価する「遺産影響評価（Heritage Impact Assessment, HIA）」の実施が求められる事例が増えている。

遺産影響評価とは、計画されている事業等によって世界遺産の価値が受ける影響の可能性を事前に把握し、負の影響が想定される場合には、それらを回避または低減する手法を導き出すために実施する評価分析作業のことである。遺産影響評価は、資産を適切に保全するとともに多様な社会における経済活動との調和を図るうえで極めて重要である。

遺産影響評価の基本的な考え方や手順、方法等について、ユネスコの諮問機関であるイコモスが2011年に「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス（Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties）」（以下、「イコモスガイダンス」）をとりまとめ、公開している。また、文化庁は2019年に「世界文化遺産の影響評価にかかる参考指針」（以下、「参考指針」）を定め、我が国における遺産影響評価の実施手順、手法等を含む指針を示している。同じく2019年に、顕著な普遍的価値を長期的に保護するために、世界遺産委員会の事務局であるユネスコ世界遺産センターが公表している『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下、「作業指針」）の118項b i sにおいて遺産影響評価の実施が追加された。2022年には、世界遺産委員会の3つの諮問機関及びユネスコが「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット（Guidance and Toolkit for Impact Assessments in a World Heritage Context）」（以下、「ガイダンス及びツールキット」）を作成し公開されている。

2016年の第40回世界遺産委員会で国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」が世界遺産一覧表への記載が決議された際にも、追加的勧告で「全ての構成資産における開発計画を対象として、遺産影響評価を導入すること」と指摘がなされた。国立西洋美術館の場合、資産本体については2020年7月に遺産影響評価を実施の上、世界遺産の価値向上に資する整備を完了している。また、緩衝地帯（P. 11参照）は、都市公園法、景観法及び関連法規に基づいた許可制、協議制及び届出制を組み合わせた規制によって、最適な保全措置がなされているが、上野駅東側の低層部の商業地区は、都市更新の時期を迎えつつあることから、世界文化遺産の保全にあたっては、資産に配慮した景観形成が求められる。

従って、本マニュアルは、緩衝地帯における開発行為等が与える影響について、景観の観点から遺産影響評価を実施する際の基準・考え方を示すものとする。本マニュアルの運用により、開発行為等による負の影響の回避または低減に関して関係者間で協議し、資産の価値の保全と開発行為等の両立を目指す。

なお、本マニュアルは、法令の改正や社会情勢の変化等に鑑み、関係者間で協議し、必要に応じて改訂する。

2 世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の概要

本章は、遺産影響評価の前提条件として、ル・コルビュジエの建築作品全体構成、第41回世界遺産委員会が正式に採択した「顕著な普遍的価値の言明」及び推薦書において主張した構成資産「国立西洋美術館」における顕著な普遍的価値について確認し、資産の顕著な普遍的価値の属性を整理した。

(1) 名称

ル・コルビュジエの建築作品 —近代建築運動への顕著な貢献—

The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement.

構成資産「国立西洋美術館」

(2) 地理的座標

地図座標：X＝－3 1 5 7 9. 0 4 8 m

Y＝－5 2 0 0. 4 0 0 m (JGD 2 0 1 1 / 9)

緯度経度 (WGS 84) : 35° 42' 55" (N) 139° 46' 33" (E)

構成資産面積：0. 93 ha

緩衝地帯面積：116. 17 ha

総面積：117. 10 ha

(3) 世界遺産一覧表への記載日

2016年7月17日

(4) 構成資産の一覧

番号	構成資産の時系列リスト			
1	1923年	ラ・ロッシュ＝ジャンヌ邸、パリ	イル・ド・フランス地域圏	フランス
2	1923年	レマン湖畔の小さな家、コルソー	ヴォー州	スイス
3	1924年	ベサックの集合住宅、ベサック	アキテーヌ地域圏	フランス
4	1926年	ギエット邸、アントウェルペン	フランドル地方	ベルギー
5	1927年	ヴァイセンホフ・ジードルングの住宅、シュトゥットガルト	バーデン・ヴュルテンベルク州	ドイツ
6	1928年	サヴォア邸と庭師小屋、ボワシー	イル・ド・フランス地域圏	フランス
7	1930年	イムーブル・クラルデ、ジュネーヴ	ジュネーヴ州	スイス
8	1931年	ポルト・モリトーの集合住宅、ブローニュ・ビヤンクール	イル・ド・フランス地域圏	フランス
9	1945年	マルセイユのユニテ・ダビタシオン、マルセイユ	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏	フランス
10	1946年	サン・ディエの工場、サン・ディエ・デ・ヴォージュ	ロレーヌ地域圏	フランス
11	1949年	クルチエット邸、ラ・プラタ	ブエノスアイレス州	アルゼンチン
12	1950年	ロンシャンの礼拝堂、ロンシャン	フランシュ・コンテ州	フランス
13	1951年	カップ・マルタンの休暇小屋、ロクブリュヌ・カップ・マルタン	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏	フランス
14	1952年	チャンディガールのキャピトル・コンプレックス、チャンディガール	パンジャブ州	インド
15	1953年	ラ・トゥーレットの修道院、エヴー	ローヌ・アルプ地域圏	フランス
16	1955年	国立西洋美術館、台東区	東京都	日本
17	1953年	フィルミニの文化の家、フィルミニ	ローヌ・アルプ地域圏	フランス

(5) 構成資産（国立西洋美術館）の国内法での指定等

重要文化財（建造物）国立西洋美術館本館	2007年 12月 21日 指定
登録記念物（名勝地関係）国立西洋美術館園地	2009年 7月 23日 登録

(6) 2016年世界遺産委員会において留意された顕著な普遍的価値の言明

「第41回世界遺産委員会決議〔41 COM 8 B. 49〕」抜粋（仮訳）

概要

四大陸11か国に所在する建築家ル・コルビュジエの作品のなかから選ばれた三大陸7か国の構成資産は、半世紀にわたって成し遂げられた成果であり、建築史上初めて、建築の実践が全地球規模のインターナショナルなものとなったことを証明する物証である。

17の構成資産は、全体として、20世紀の建築及び社会がかかえた本質的な課題のいくつかに挑んだ顕著な対応を示すものである。新しいコンセプトを反映し、広い地域に重大な影響を与え、近代建築運動の思想を広めたという点において、それらはみな革新的であった。その多様性にも関わらず、近代建築運動は、20世紀の社会文化的、歴史的存在として主要かつ欠くことのできないものであったし、いまだに少なからず、21世紀建築文化の基盤でありつづけている。1910年代から1960年代にかけて、近代建築運動は、現代社会が抱える諸課題に応え、全世界規模での独特な思考の場（フォーラム）の創造や、新しい建築的言語の開発、建築技術の近代化、近代人の社会的、人間的ニーズへの対応を目指した。一連の資産は、こういった課題全てに対して行われた顕著な対応である。

いくつかの構成資産は、直ちにアイコンとしての地位を獲得し、世界的な影響を及ぼした。近代建築運動のアイコンであるサヴォア邸と庭師小屋、個人と集合とのバランスに立脚した新しい住宅のモデルであるマルセイユのユニテ・ダビタシオン、宗教建築への革命的なアプローチを示すロンシャンの礼拝堂、人間工学的、機能主義的アプローチに基いたミニマムセルの原型であるカップ・マルタンの休暇小屋、工作連盟博覧会の一部として世界的に有名になったヴァイセンホフ・ジードルングの住宅がそうである。

他の構成資産も、それぞれの地域で思想を広める触媒となったもので、ベルギー及びオランダにおいて近代建築運動の火付け役となったギエット邸、南アメリカにおいて重大な影響を与えたクルチェット邸、地球上のどこでも適用が可能な、無限に発展する美術館構想の原型であり、日本において近代建築運動の思想を確固たるものとした国立西洋美術館、インド亜大陸に重大な影響を与え、インドが近代社会に仲間入りしたことの象徴となっているチャンディガールのキャピトル・コンプレックスがそうである。

構成資産の多くが、建築の新しい概念、原則、技術的特徴を反映するものである。レマン湖畔の小さな家は、カップ・マルタンの休暇小屋にも結実したミニマリズム的ニーズの初期の表現である。ル・コルビュジエの近代建築の五原則は、サヴォア邸と庭師小屋という形で象徴的に翻訳されている。ポルト・モリトーの集合住宅は、この原則を居住ブロックに応用した見本であり、ペサックの集合住宅などにもこの原則は応用され、クルチュット邸、ラ・トゥーレットの修道院、国立西洋美術館ではその再解釈がみられる。ガラスの壁の集合住宅は、その原型をポルト・モリトーの集合住宅にみることができる。

また、構成資産のなかには、近代建築運動、ピューリスム、ブルータリズム、建築の彫刻的フォルムへの指向といった大きな流れに影響を与えたものも含まれている。

(後略)

評価基準(i)¹：

ル・コルビュジエの建築作品は、人類の創造的才能を示す傑作であり、建築及び社会における20世紀の根源的な諸課題に対して顕著な回答を与えるものである。

評価基準(ii)：

ル・コルビュジエの建築作品は、近代建築運動の誕生と発展に関して、全世界規模で半世紀にわたって起こった、前例のない人類の価値の交流を示している。

ル・コルビュジエの建築作品は、他に例を見ない先駆的なやり方で、過去と決別した新しい建築的言語を開発してみせることによって、建築に革命を引き起こした。

ル・コルビュジエの建築作品は、ピューリスム、ブルータリズム、彫刻的建築という近代建築の3つの大きな潮流の誕生の印である。

ル・コルビュジエの建築作品が4大陸で与えた地球規模の影響は、建築史上新しい現象であり、前例のない影響を示すものである。

¹ 評価基準について、推薦書では、評価基準(ii),(vi)を記載し提出したが、性質が類似する他の世界遺産では、評価基準(i)が採用されていることから、世界遺産委員会の審議において、評価基準(i),(ii),(vi)に基づいて世界遺産一覧表に記載することを決定した。

評価基準(vi):

ル・コルビュジエの建築作品は、その理論と作品において20世紀における顕著な普遍的意義をもつ近代建築運動の思想と、直接的かつ物質的に関連している。一連の資産は、建築、絵画そして彫刻が統合した「エスプリ・ヌーボー」を表している。

ル・コルビュジエの建築作品は、1928年以降CIAM（近代建築国際会議）により強力に広められた、ル・コルビュジエの思想を具現化している。

ル・コルビュジエの建築作品は、新しい建築言語の発明、建築技術の近代化、近代人の社会的・人間的ニーズへの対応のために、近代建築運動の試みを顕著に表すものである。

ル・コルビュジエの建築作品の貢献は、単に、ある時点での模範的な偉業にとどまらず、半世紀を通じて全世界に着実に広められていった建築及び文字による提案の顕著な総体である。

完全性

ル・コルビュジエの建築物が、近代建築運動の展開と影響を反映しているだけでなく、それが世界中に発信されていったことの過程を示していることを示す上で、一連の資産全体としての完全性は適切である。

個々の構成資産の完全性は、大部分において良好である。
(後略)

真実性

一連の資産は、全体としての価値が、構成資産の総和を超えることを明確に示している。

個々の構成資産の大部分についても、その属性が全体的な「顕著な普遍的価値」を良く反映していると言え、真実性は良好である。
(中略)

日本の国立西洋美術館では、美術館前庭はもともと広いオープンスペースとして意図されていたようである。1999年に植えられた前庭の植栽により、建物自体、主要な景観、セッティングの表現意図が減じられる傾向がある。
(後略)

保存・管理に係る要件

構成資産の多くが早い段階から、たいていはル・コルビュジエの死後20年以内に、保護対象となっている。なかには、シュトゥットガルトのヴァイセンホフ・ジードルングの住宅やマルセイユのユニテ・ダビタシオンのように、ル・コルビュジエの生前からすでに保護を受けていたものもある。推薦書には個々の構成資産についての法的保護の形態が示されている。全ての構成資産が国若しくは連邦レベルで保護されており、緩衝地帯は法令若しくは計画的手法により適切に保護されている。20世紀建築物にとってディテールとセッティングが重要であることから、内部および外部、コンテキスト、セッティングを守ることができるように、十分に包括的かつ繊細な保護を行うことが不可欠である。

構成資産の大部分において、保全措置は適切であり、長い間継続されてきた保全の経験と方法論に基づいて行われている。保全措置は、高い技術と専門的知識をもつ専門家により計画され実施されている。保全措置とあわせて、住人や地域コミュニティ、公共の組織などにより、日常的な維持管理が行われている。

(中略)

一連の資産のために「常設会議」が設置されており、資産の管理に係る調整を行ったり、関係国にアドバイスをしたり、資産のプロモーション等のための活動を実施することになっている。推薦された構成資産が所在する全ての地方行政団体を集めた、ル・コルビュジエ建築遺産自治体協議会も設立された。その主な目的は、関係者間調整、普及啓発、保全に係る経験の共有、一連の資産全体の連携と管理、個々の構成資産の管理計画の実施である。

ル・コルビュジエ財団—ル・コルビュジエの作品の著作権保有団体—の専門的知識を活用することが、一連の資産の適切な管理と保全には不可欠である。特に、所有者が財団ではなく民間人である場合にそうである。フランス、スイス及びアルゼンチンにおいて、それぞれの国内の構成資産の管理を監督する調整委員会が設置されている。

ただ、取り扱いの難しい開発事業に関して国と国の間でどのように対話を行っていくのかが明らかでないままである。資産全体の価値を損ねることになるかも知れない開発が、あるひとつの構成資産で計画されている場合、他の関係国もそのことを知り、コメントする機会が必要となるかも知れない。

個々の構成資産について、地域ごとの管理計画が策定されている。所有者と関係地方行政機関の文化部局、遺産部局、計画部局との間でのパートナーシップにより、これらの計画は実施されている。

(中略)

20世紀建築の保全に関わる特有の問題を踏まえると、各国の（及び国際的）近代建築遺産保全分野の専門家が、継続的に関与することが不可欠である。スイスは、連邦政府が各地の保全担当官を支援するため、そのような特殊な専門家に助言を求めることができる（既にそうしている）。他国でも同様のアプローチをとることが強く推奨される。

全ての構成資産において、現在の人員配置と専門的知識、トレーニングは高いレベルにあり、構成資産間の連携を可能にする仕組みが整備されている。

にもかかわらず、影響評価プロセスについては、さらなる人材育成の必要性が認められる。同様に、一連の資産を通じた保全手法及び手順をとりまとめ、明確に定義することも必要である。

（後略）

(7) 推薦書附属書類「保存活用計画」に示された構成資産「国立西洋美術館」における顕著な普遍的価値及び緩衝地帯の保護措置について

ア 資産の概要

① 立地環境

国立西洋美術館は、東京都立上野恩賜公園（以下、「上野恩賜公園」）の中に所在する。上野恩賜公園の東側には東京の主要駅の一つである東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」）の上野駅が、南側には京成電鉄株式会社の京成上野駅や、東京地下鉄株式会社の上野駅が置かれるが、鉄道敷が地上に現れているのはＪＲ東日本のみである。上野恩賜公園は本郷台地東端の舌状台地上にあり、ＪＲ東日本の鉄道敷は、台地を縁取るように低地に敷かれている。鉄道敷より東側の低地部には商業地区が広がる。

上野恩賜公園は、明治政府が１８７３年に初めて指定した公園の一つである。もとは、徳川幕府が建立した東叡山寛永寺の境内で、江戸の桜の名所ともされていたが、１８６８年５月の上野戦争により伽藍の大部分を焼失した。明治維新後は官有地となり、１９２４年に宮内省を経て東京市（当時）に下賜された。

１８７４年の開園当初は、焼け残った寛永寺堂宇や東照宮社殿、徳川家霊廟、それに境内の桜を中心とした公園であったが、明治時代を通じて５回行われた内国勧業博覧会のうち、第１回（１８７７）、第２回（１８８１）、第３回（１８９０）の会場となったことを機に、博物館や動物園などが開設され、今日までに文化施設の集積する文化交流拠点が形成されてきた。

上野恩賜公園の表口は、かつて寛永寺の惣門（通称：黒門）があった公園南端部で、ここと東京帝室博物館（現・東京国立博物館）を結ぶ南北の園路が主要動線を成していた。関東大震災（１９２３）後の上野駅舎改修で、上野恩賜公園東端に面する現在の公園口改札が設けられ²、その至近に１９５９年に国立西洋美術館、１９６１年に東京文化会館が開館すると、ＪＲ東日本上野駅公園口と恩賜上野動物園を結ぶ東西の園路が主要動線に取って代わった。これに伴い国立西洋美術館も、西門と南門のうち、公園口に近い南門の利用が増えた。

上野恩賜公園は、都市公園法、都市計画法、景観法及び、これらに関連する条例や計画により建築行為の規制等がなされ、良好な公園環境が保たれている。

² ２０１６年の世界遺産登録後、２０２０年３月に公園口改札は、北側へ約１００ｍ移設された。

② 敷地

国立西洋美術館は、上野恩賜公園の東端中央部に位置している。敷地南端はJR東日本上野駅公園口と恩賜上野動物園を結ぶ園路に面し、その向かい側に東京文化会館が建つ。敷地西端は、園路を介して大噴水のある広場に面する。敷地北端は国立科学博物館に、敷地東端は東京都東部公園緑地事務所と接する。

③ 創立沿革

国立西洋美術館は、松方コレクションの収蔵・展示を目的として建設された。1959年3月に竣工、同年6月に開館し、別名「フランス美術松方コレクション」と称する。

松方コレクションは、日本人実業家・松方幸次郎が1920年代までに築いた美術品コレクションのことで、絵画、彫刻、工芸品、海外に渡った浮世絵などを含む。コレクションの一部はパリに保管されており、第二次世界大戦時には、パリ近郊のアボンダンに移されて、ナチスの押収を免れたものの、戦後に敵国財産としてフランス政府に差し押さえられた。1951年のサンフランシスコ講和会議を契機にその帰属に関する交渉が開始され、日仏間の国交回復および関係改善の象徴として、1953年、作品は新設の美術館に展示することを条件に、寄贈というかたちで日本に引き渡すことが決定された。

寄贈返還される松方コレクションを展示する美術館の設計者には、ル・コルビュジエが選ばれ、ル・コルビュジエの弟子である坂倉準三、前川國男、吉阪隆正が設計補助ならびに現場監理を行った。

ル・コルビュジエは1955年11月に来日し、敷地の視察を行った。パリのセーブル街のアトリエで「無限成長美術館」構想をベースに設計を開始し、1956年7月に美術館を含む3棟からなる複合文化施設の基本設計第一案をまとめ日本側に渡された。しかし、この設計案では建設予算を超過するため、日本政府はル・コルビュジエに美術館のみの設計を行うことを依頼した。

1957年3月に設計が完了し、設計図が納品された。6月に設計付属説明書と設計図が納品され、これをもとに、坂倉、前川、吉阪が設備及び構造等の詳細を検討のうえ入札図書を作成し、1958年3月に工事着工に至った。現場監理は坂倉、前川、吉阪が行い、清水建設株式会社の施工により、1959年3月に竣工した。

工事期間中、日本政府の意向などにに基づき、設計の再検討がなされるなか、ル・コルビュジエからも19世紀ホール内に壁画を設置する提案がなされたが、実現には至らなかった。

イ 保全管理

建造物および敷地へのアクセシビリティ、その管理、保全および修復は、重要文化財（建造物）および登録文化財（敷地）として、文化財保護法に基づき、所有者である独立行政法人国立美術館によって現行の手続きが遵守されなくてはならない。

重要文化財として指定されている建造物の現状を変更したい、またはその保全状態に損害を与える行為を開始したい場合は、事前に文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第43条）。

文化庁長官は、当該の現状変更または保全状態を損なう行為に関して、文化審議会文化財分科会に諮問を行い、この分科会からの意見を得た後、その結果に応じて許可を行う。

国は、重要文化財の保全および修復工事にかかる費用の一部を負担し、技術的指導を行うことを保証する（法第35条および第118条）。

記念物に登録された資産の現状を変更したい場合、事前に文化庁長官に届出を提出する必要がある（法第133条）。また、文化庁長官から、その保全に必要な指示を出すことも可能である。

緩衝地帯において取られている保護および保全措置は複数あるが、その中でも、景観法に由来する台東区景観条例および台東区景観計画が、緩衝地帯全域を上野恩賜公園周辺景観形成特別地区³に指定しているため、工事等を行う場合は、台東区長との事前協議および区長への届出が必要である。

また、緩衝地帯の大部分が都市計画法に基づく都市計画公園に指定されているため、建築物の建設には東京都知事の許可が必要となる。さらに、この都市計画公園区域の大部分が都立公園に属していることから、公園内での設備の設置およびその管理と、独占的な方法での公園の利用には、都市公園法および東京都立公園条例に基づき、東京都知事の許可が必要となる。

さらに、そもそも緩衝地帯のほぼ全域が、都市計画法に基づいて自然景観地区（風致地区）に指定されており、それを理由に、建築物の建設、住宅用区域の開発または木々および竹林の伐採を計画する場合には、台東区長の許可の取得が義務づけられていることを指摘しておく。

景観法に由来する、上記と同じ（台東区の）景観計画、および東京都景観条例に基づき、建設工事の中でも、都市開発のための様々なシステムを利用して計画され

³台東区では、2011年12月に景観法に基づく景観計画を策定し、上野恩賜公園及び周辺地域を、特徴がある文化施設が集積し重要な文化資源を有する地区として景観形成特別地区に指定している。景観形成特別地区では、地区ごとに建築物等の景観形成基準（行為の制限）が定められている。

る大規模建築物の建設については、都市計画の策定手続きに先行して、東京都知事の事前協議が必要となる。

緩衝地帯は、都市公園法、景観法および関連法規に基づいた許可制、協議制および届出制を組み合わせた規制によって、最適な保全措置を受けることができる。

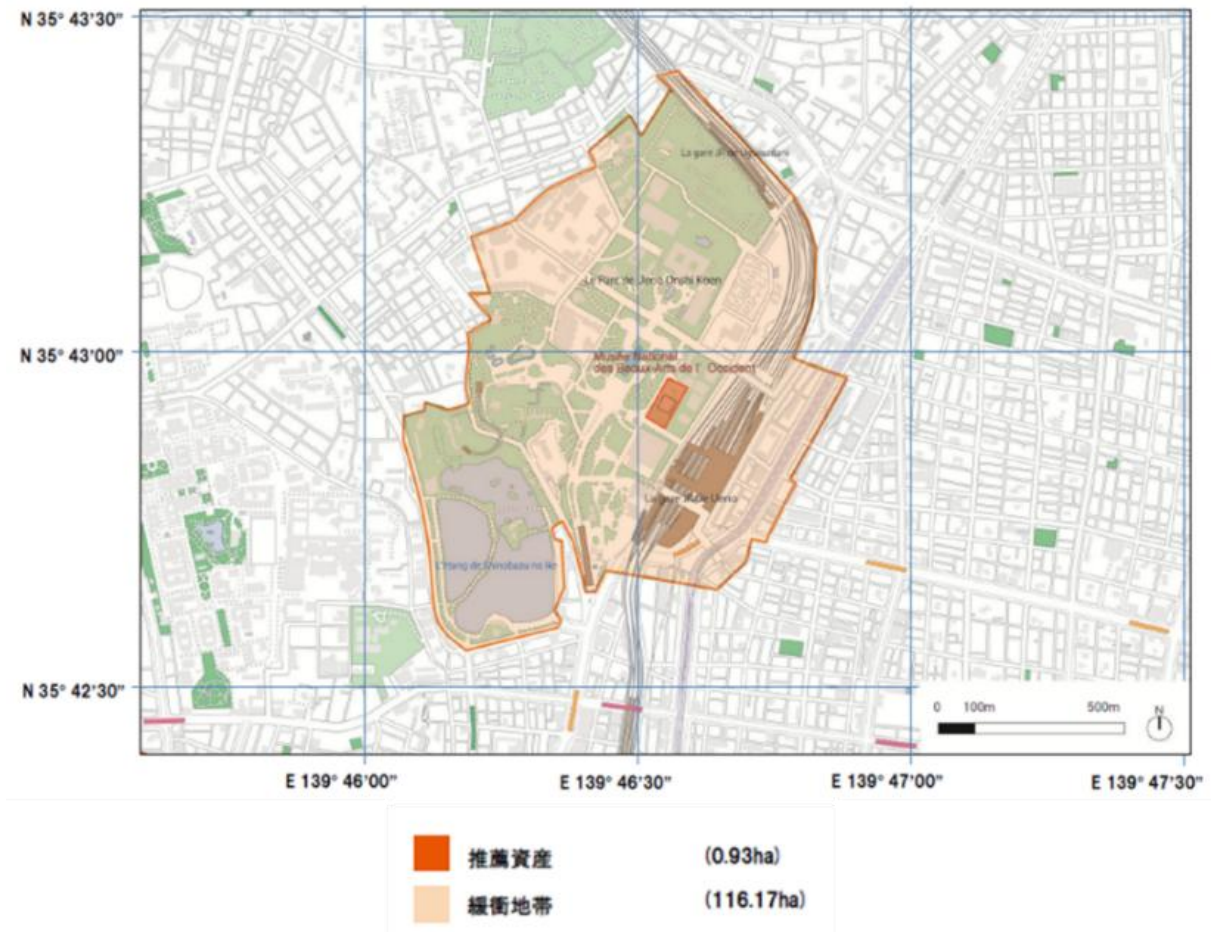


図 世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の緩衝地帯

(8) 顕著な普遍的価値の基準および属性に対する構成資産(国立西洋美術館)の貢献(表)

基準 ii 「1つの集合体として考慮されたこれら一連の構成資産が、どのようにして顕著な影響力を持ったか」 長期間にわたる人間の思想と価値観の顕著な交換：ル・コルビュジエが導入した新しい建築および都市計画のコンセプトは、20世紀の間、世界中の建築創作に影響を与えた。 超国家的に点在する一連の資産は、これらの新しい動向および新しい建築コンセプトが構築した声明である。		
属性 A 世界規模の顕著な思想的論争の喚起		
「傑作」としての顕著な影響力	世界の特定の地域との関係と強い影響力	顕著な衝撃を与えた思想の結晶化、すなわちプロトタイプ
	「ル・コルビュジエの建築作品」の日本における早い時期からの受容、および近代建築運動の普遍化の片鱗を証言	無限成長美術館のプロトタイプ

基準 vi 「これらの建築作品が、この思想をどのように反映しているか」 知的にも物質的にも、ル・コルビュジエの仕事は近代建築運動の思想に緊密に結び付いている。						
属性 B 新しい美学および新しい建築言語の発明						
造形上の発明			近代建築の五原則		空間的イノベーション	
					美術館を形成するための新しい空間構想	
属性 C 建築技術の近代化、および大量生産化・標準化・工業化への挑戦に対する配慮			属性 D 個人と集団の間のバランスの探求を通じての、近代人の社会的・人間的要求に対する回答			
技術的実験と工業化の探求	標準化されたタイポロジーの研究	モデュロール	新しい生活様式	最小限住宅	大型住宅	「アテネ憲章」
	美術館の標準化された新しいタイポロジー	作品に含まれる全てがモデュロールの寸法にしたがって構想されている				「アテネ憲章」の規定に適合した標準型の建物



主要な貢献



二次的な属性



その他の属性

(9) 顕著な普遍的価値の属性

	評価基準
i	ル・コルビュジエの建築作品は、人類の創造的才能を示す傑作であり、建築及び社会における20世紀の根源的な諸課題に対して顕著な回答を与えるものである。
ii	ル・コルビュジエの建築作品は、近代建築運動の誕生と発展に関して、全世界規模で半世紀にわたって起こった、前例のない人類の価値の交流を示している。ル・コルビュジエの建築作品は、他に例を見ない先駆的なやり方で、過去と決別した新しい建築的言語を開発してみせることによって、建築に革命を引き起こした。ル・コルビュジエの建築作品は、ピューリスム、ブルータリズム、彫刻的建築という近代建築の3つの大きな潮流の誕生の印である。ル・コルビュジエの建築作品が4大陸で与えた地球規模の影響は、建築史上新しい現象であり、前例のない影響を示すものである。
vi	ル・コルビュジエの建築作品は、その理論と作品において20世紀における顕著な普遍的意義をもつ近代建築運動の思想と、直接的かつ物質的に関連している。一連の資産は、建築、絵画そして彫刻が統合した「エスプリ・ヌーボー」を表している。ル・コルビュジエの建築作品は、1928年以降CIAM(近代建築国際会議)により強力に広められた、ル・コルビュジエの思想を具現化している。ル・コルビュジエの建築作品は、新しい建築言語の発明、建築技術の近代化、近代人の社会的・人間的ニーズへの対応のために、近代建築運動が20世紀の主要課題に対応しようとした解決策の顕著な現れである。ル・コルビュジエの建築作品の貢献は、単に、ある時点での模範的な偉業にとどまらず、半世紀を通じて全世界に着実に広められていった建築及び文字による提案の顕著な総体である。

推薦書で示した「顕著な普遍的価値の基準および属性に対する構成資産(国立西洋美術館)の貢献」(P.12参照)に基づき、顕著な普遍的価値の基準及び属性A～Dと国立西洋美術館本館及び前庭の対応関係を下記の通り整理した。

属性とは顕著な普遍的価値を伝える有形無形の要素である。

資産本体	ii-A 世界の特定の地域との関係と強い影響力	ii-A 無限成長美術館のプロトタイプ	vi-B 空間的イノベーション	vi-C 標準化されたタイポロジーの研究	vi-C モデュール	vi-D 「アテネ憲章」	緩衝地帯の保全項目
本館 前庭	○	○	○	○	○	○	資産の顕著な普遍的価値を損なわないような周辺の眺望・景観への配慮

3 遺産影響評価の実施と対象

(1) 緩衝地帯について

①上野地区の特色

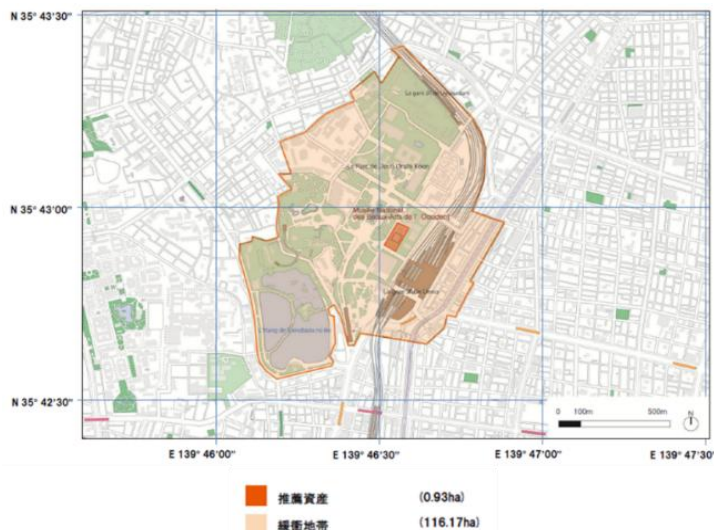
緩衝地帯を含む上野地区は、江戸時代から門前町として発展し、現在も日本屈指の文化施設の集積地、特徴ある商業施設や大衆文化の集積地である。また、成田国際空港に直結する日本の玄関口であり、世界と東京、東日本と東京をつなぐ交通結節点である。その一方で、高低差などのまちの物理的な構造、複雑な都市基盤、商業・業務機能の相対的な低下といった課題を有しており、文化・芸術の創造・発信拠点、商業・業務・産業などの地域の個性を生かした新たな賑わいの創出、都市基盤の充実を将来像として掲げ、現在まちづくりに取り組んでいる。

②緩衝地帯の設定

世界遺産においては、資産の顕著な普遍的価値の効果的な保護を目的に、資産を取り囲む地域を緩衝地帯に設定している。

国立西洋美術館の緩衝地帯（図1）は、10ページに記載の通り、景観法、都市計画法、都市公園法、東京都景観条例、台東区景観条例及び台東区景観計画といった関連法規等に基づいた許可制、協議制及び届出制を組み合わせた規制等によって最適な保全措置を受けている。

①で示した通り、上野地域に含まれる緩衝地帯の中でも、下図2の橙色で示すエリアは、JR東日本の鉄道敷及び鉄道敷より東側に広がる低地部の商業地区である。そのため、当該地域で計画されている事業等が資産の価値に与える影響について事前に把握し、資産への負の影響である場合には、それを回避または低減することが求められる。



(2) 遺産影響評価の実施について

背景

世界遺産の価値を長期的に保護するため、「作業指針」の118項b i sにおいて、遺産影響評価の実施が定められている。国立西洋美術館においては、2016（平成28）年5月17日にユネスコ世界遺産センターより通知されたイコモスによる評価結果及び勧告の中で、「緩衝地帯内外での何らかの開発行為が行われる場合には、眺望の観点からの影響評価が重要。」と述べられている。他の世界遺産においても、緩衝地帯における開発行為等による資産への影響が懸念されているケースがあることから、緩衝地帯における開発行為等に起因する景観に対する影響は、遺産影響評価における最も主要な対象となり得る事象である。

目的

国立西洋美術館の周辺環境においては、商業集積エリアに隣接していることに加え、上野駅周辺が都市更新の時期を迎えつつある。そこで、都市更新と周辺環境の保全との両立のため、緩衝地帯の内、台東区景観計画で定める景観形成特別地区上野恩賜公園周辺のCゾーンに該当する地域での開発行為等について、景観の保全の観点から遺産影響評価を行い、資産への負の影響が想定される場合、それらを回避または低減することが必要である。

留意事項

景観の観点から評価を行うにあたり、既存の様々な分析の手法等を参照しつつ、学術委員会等、第三者の判断を仰ぐなど、客観性の担保に留意する。また、遺産影響評価については、実施根拠となる国内法が未整備のため、法的な強制力はなく、事業者の理解と協力を得て実施するものである点にも留意する。

① 遺産影響評価とは

遺産影響評価（H I A）とは、世界遺産の顕著な普遍的価値が、計画されている事業等によって受ける影響の可能性を事前に把握し、詳細な分析と評価をすることをいう。

② 対象地域

本マニュアルに基づき、遺産影響評価を対象とする地域は、緩衝地帯の内、台東区景観計画で定める景観形成特別地区上野恩賜公園周辺Cゾーンに該当する地域（以下、「Cゾーン」）とする。

③対象事業

遺産影響評価を行う対象事業は、Cゾーンで行われる以下のものに該当し、国立西洋美術館へ影響を及ぼす可能性がある事業とする。

○建築物・工作物

- i 都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画
- ii i 以外の建築計画（景観条例に基づく通常協議）

○屋外広告物

④事業等の把握

○建築物・工作物

- i 都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画
 - ・ 事業に関する事前相談（基本計画着手段階）、事前協議等
 - ・ 要綱に基づく、区都市づくり部署に対する事前届出
- ii i 以外の建築計画（景観条例に基づく通常協議）
 - ・ 事業に関する事前相談
 - ・ 景観条例に基づく事前協議（建築確認申請等の60日前まで）

○屋外広告物

- ・ 事前相談及び台東区景観条例に基づく事前協議（行為着手の30日前まで）

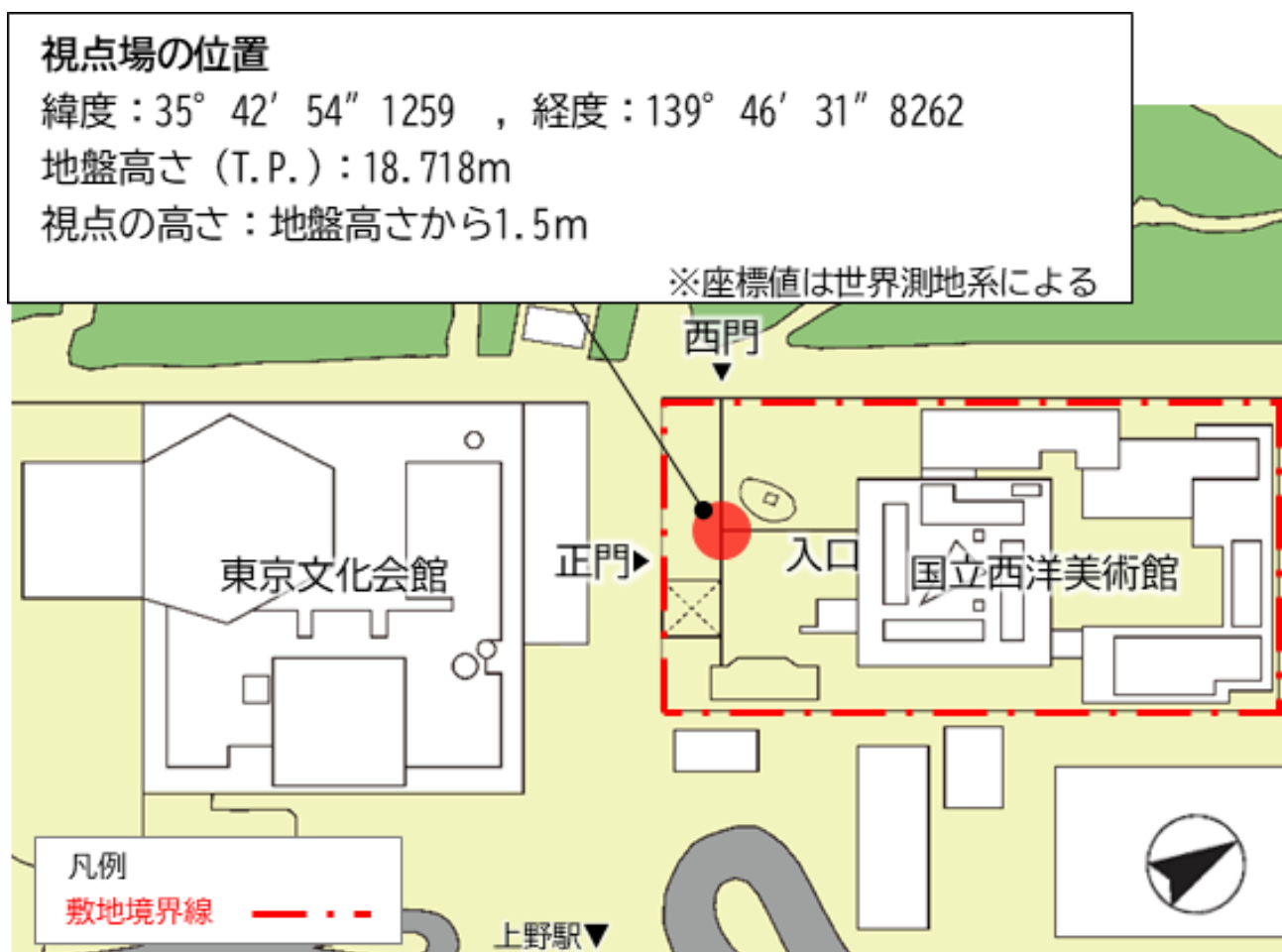
(3) 遺産影響評価の基準

○建築物・工作物の場合

視点場からの景観⁴により影響を判断するものとし、高さ、形態・意匠・色彩を基準とする。

① 視点場の設定

前庭から無限成長美術館のコンセプトであるピロティへ、そして中央の19世紀ホールへと向かう動線上にあり、国立西洋美術館創建時のアプローチである西門からの動線上にある黒目地が交差する点を基準点として設定する。



⁴季節により樹木の状況が変化し、遮蔽の度合いが異なることから、落葉時期の見え方による評価を実施する。

②景観基準線・景観基準帯の設定

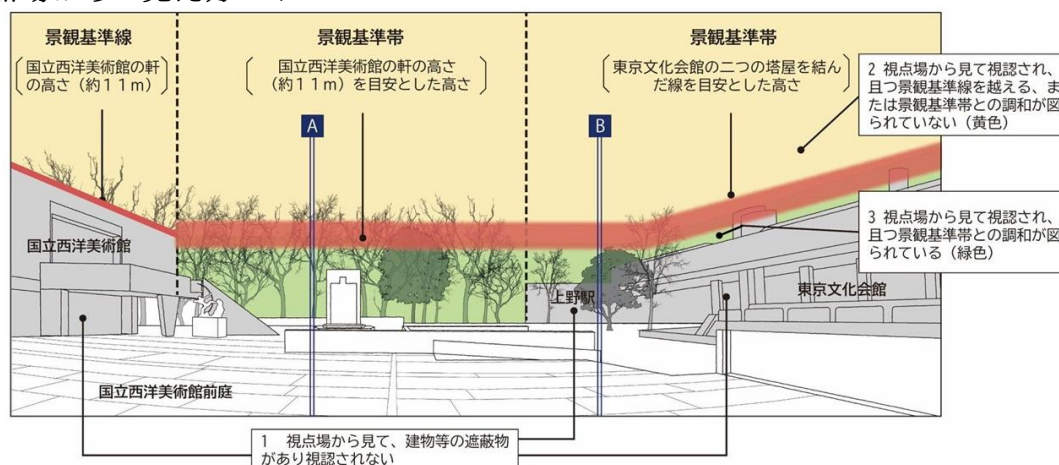
国立西洋美術館の軒の高さが約11mであることを踏まえ、建物高さの目安となる景観基準線及び景観基準帯として設定する。また、東京文化会館側については、二つの塔屋を結んだ線を景観基準帯として設定する。

③高さ

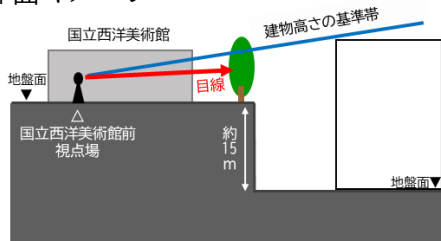
Cゾーンにおける建築物・工作物の高さに関して、視点場からの視認性と景観基準線・景観基準帯とを合わせた見え方により以下の3分類の基準を設定する。建物等の遮蔽物があり視認されない場合は影響無しとし、視認される場合は、その程度により影響を判断する。

	視認性及び建築物・工作物の高さ	影響の程度
1	視点場から見て、建物等の遮蔽物があり、視認されない	影響無し
2	視点場から見て、視認され、且つ景観基準線を超える、または、景観基準帯との調和が図られていない	影響有り
3	視点場から見て、視認され、且つ景観基準帯との調和が図られている	影響について協議する（→④へ）

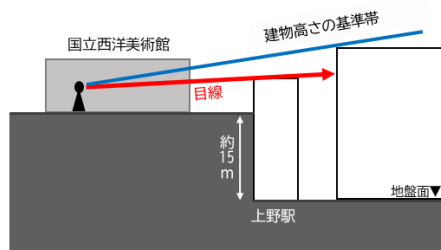
<視点場からの見え方のイメージ>



<断面イメージ>



<上図A断面>



<上図B断面>

<対象地域>



④形態・意匠・色彩への配慮

③のうち、3について形態・意匠・色彩に配慮している場合は、協議し影響を判断する。配慮がされていない場合は、影響が有るものとする。なお、配慮の判断基準は⑤の通りとする。

⑤形態・意匠・色彩の配慮の判断基準

景観基準帯との調和が図られているが、視点場から見て、櫺の木の間や遮蔽物が無く視認される場合は、存在感を極力抑えた形態・意匠・色彩とし、見え方に配慮したものとする。なお、視点場以外からの見え方について、確認が必要となる場合がある。

視認される場合の景観配慮に係る判断基準の例示
背景となる空や風景に溶け込み圧迫感を感じさせないよう明度が高く、彩度の低い色を基調とし、強調色やアクセント色を使用しないよう配慮する。
ガラス素材を使用する場合は、背後のバックパネルなどと合わせた外観を色彩基準に適合するよう配慮する。また、反射率を抑えた低反射ガラスなどの素材とする。
屋外設備などは、配置などの工夫により視点場から見えないようにする。

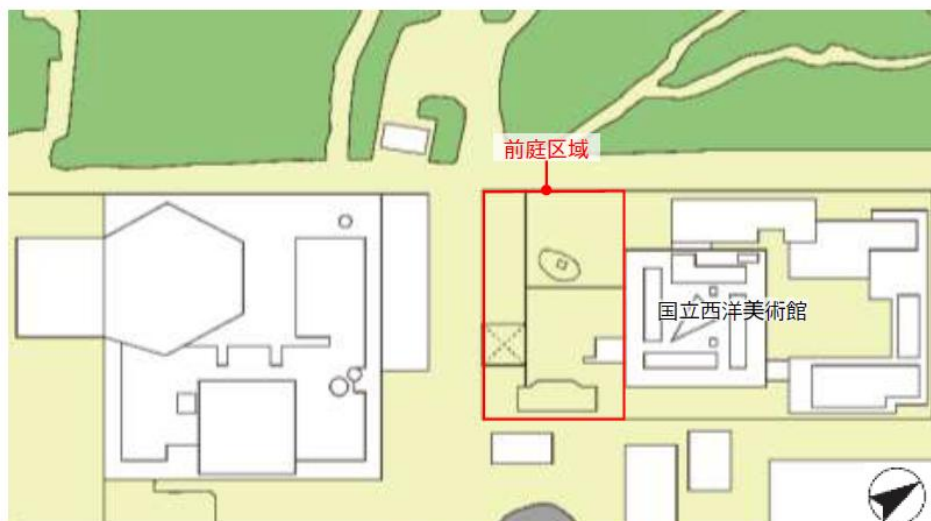
※判断基準に関しては、「東京都景観条例」、「東京都台東区景観条例」、「東京都景観色彩ガイドライン」、「台東区景観計画」、「上野地区景観形成ガイドライン」等を参照。

○屋外広告物の場合

国立西洋美術館前庭から見た⁵Cゾーンの屋外広告物等の高さについて、鉄道敷より東側に広がる低地部の地盤面から15m以上の部分を対象とする。

ただし、自家用広告物、公共公益目的及び非営利目的の広告物に限り、以下の基準に従い影響の度合いを相談・協議により判断する。

例外として、他の建築物等により視認できないなど、国立西洋美術館前庭から見えなければ影響は無いものとする。



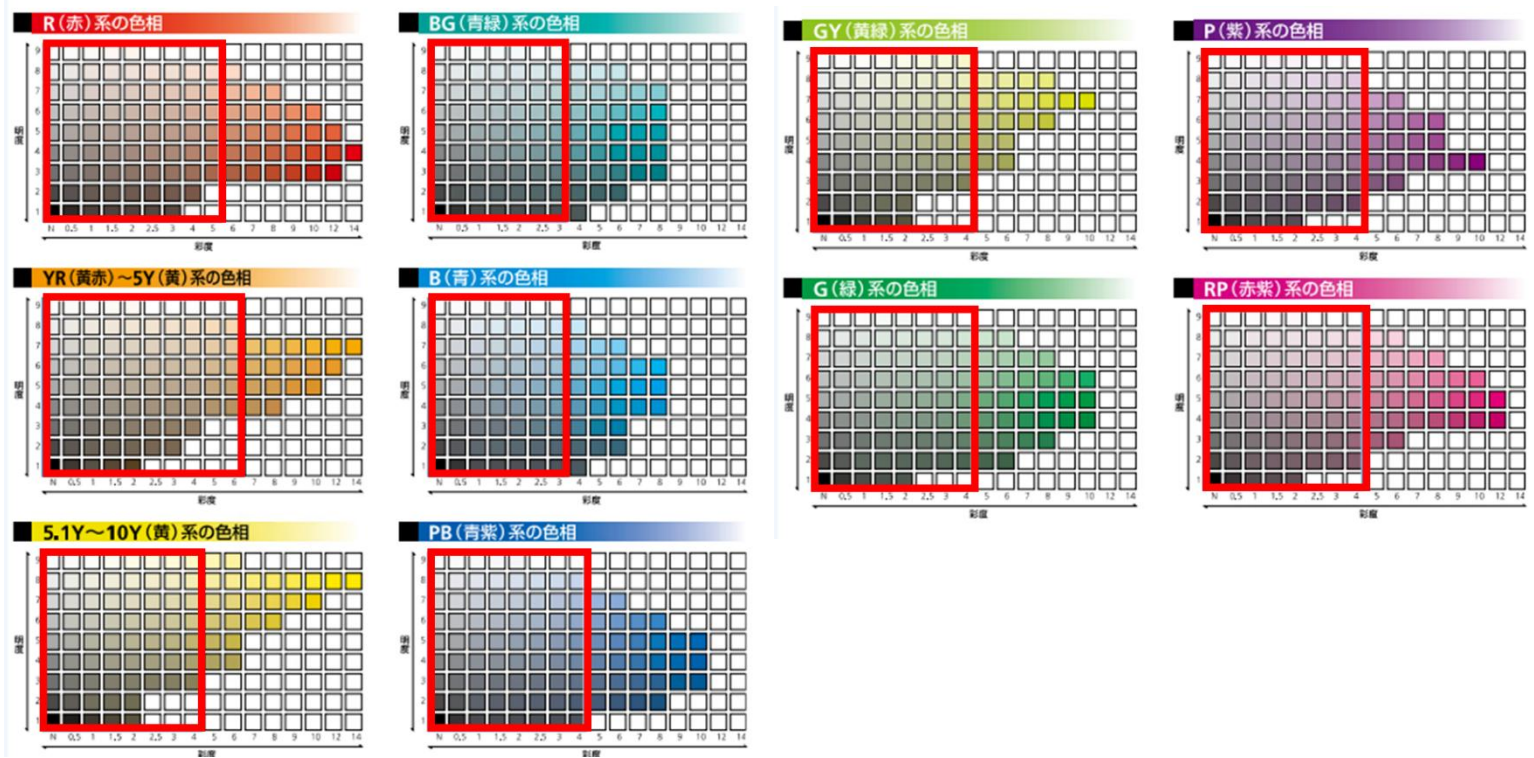
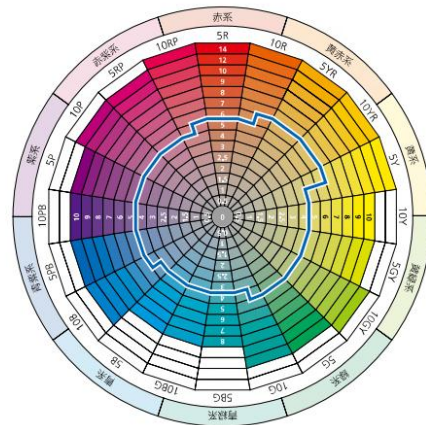
国立西洋美術館前庭の区域

屋上広告物	高さ 15m 以上において表示・設置しないよう配慮する。
壁面広告物	高さ 15m 以上において光源を使用しないよう配慮する。
	高さ 15m 以上において掲出する場合は低彩度とし、一広告物表示面積の1/3を超えて使用できる彩度は別に定める。

⁵ 季節により樹木の状況が変化し、遮蔽の度合いが異なることから、落葉時期の見え方による評価を実施する。

〈一広告物表示面積の1/3を超えて使用できる彩度〉

【色相】			【彩度】
0.1R	～	10R	→ 5以下
0.1YR	～	5Y	→ 6以下
5.1Y	～	10G	→ 4以下
0.1BG	～	10B	→ 3以下
0.1PB	～	10RP	→ 4以下



(色彩チャート出典元：東京都景観色彩ガイドライン)

(4) 遺産影響評価実施における各主体の役割

◎台東区

- ・ Cゾーンで行われる事業等を早期に把握する。
- ・ 事業者からの事前相談、定められた事前届出の手続きを進める。
- ・ 東京都教育庁・文化庁と情報共有し、必要に応じて相談を行う。
- ・ 周辺環境検討部会を運営する。

◎東京都教育庁

- ・ 台東区への指導・助言を行う。
- ・ 台東区・文化庁と情報共有する。
- ・ 世界文化遺産「ル・コルビュジエの建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会を運営する。

◎文化庁

- ・ 台東区、東京都教育庁への指導・助言を行う
- ・ 台東区・東京都教育庁と情報共有する。
- ・ 必要に応じて、「作業指針」第172項に基づき、ユネスコ世界遺産センターへ報告する。

◎学術委員会等

- ・ 専門的見地から、影響の有無、影響の程度の判断、検討部会及び事業者との協議について助言、確認・意見交換等を行う。

◎事業者等

- ・ 開発行為等について、事業・行為着手前に台東区に対する事前相談、定められた事前届出を行う。
- ・ 届出後、行政から不適合または影響有と判断された場合に協議に応じる。
- ・ 要請に応じ遺産影響評価書を作成する。

(5) 遺産影響評価の実施手順

①実施概要

遺産影響評価書（以下、「H I A書」）の作成は、事業者が実施する。周辺環境検討部会（以下、「検討部会」）は、個別作業部会（以下、「作業部会」）を設置し、必要に応じてH I A書作成の支援及び学術委員会への意見照会を行う。事業者が作成したH I A書は、検討部会において、学術委員会の意見を踏まえつつH I A書の審査を行い、その内容が適当と認められる場合は、世界文化遺産「ル・コルビュジエの建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会（以下、「協議会」）へ報告を行う。

また、検討部会においてH I A書に関する遺産影響評価報告書（以下、「H I A報告書」）（案）を、学術委員会の意見を踏まえつつ作成し、協議会へ提

出する。これを受けて協議会は、協議し承認の上、H I A報告書（案）を文化庁へ提出する。

②実施手順

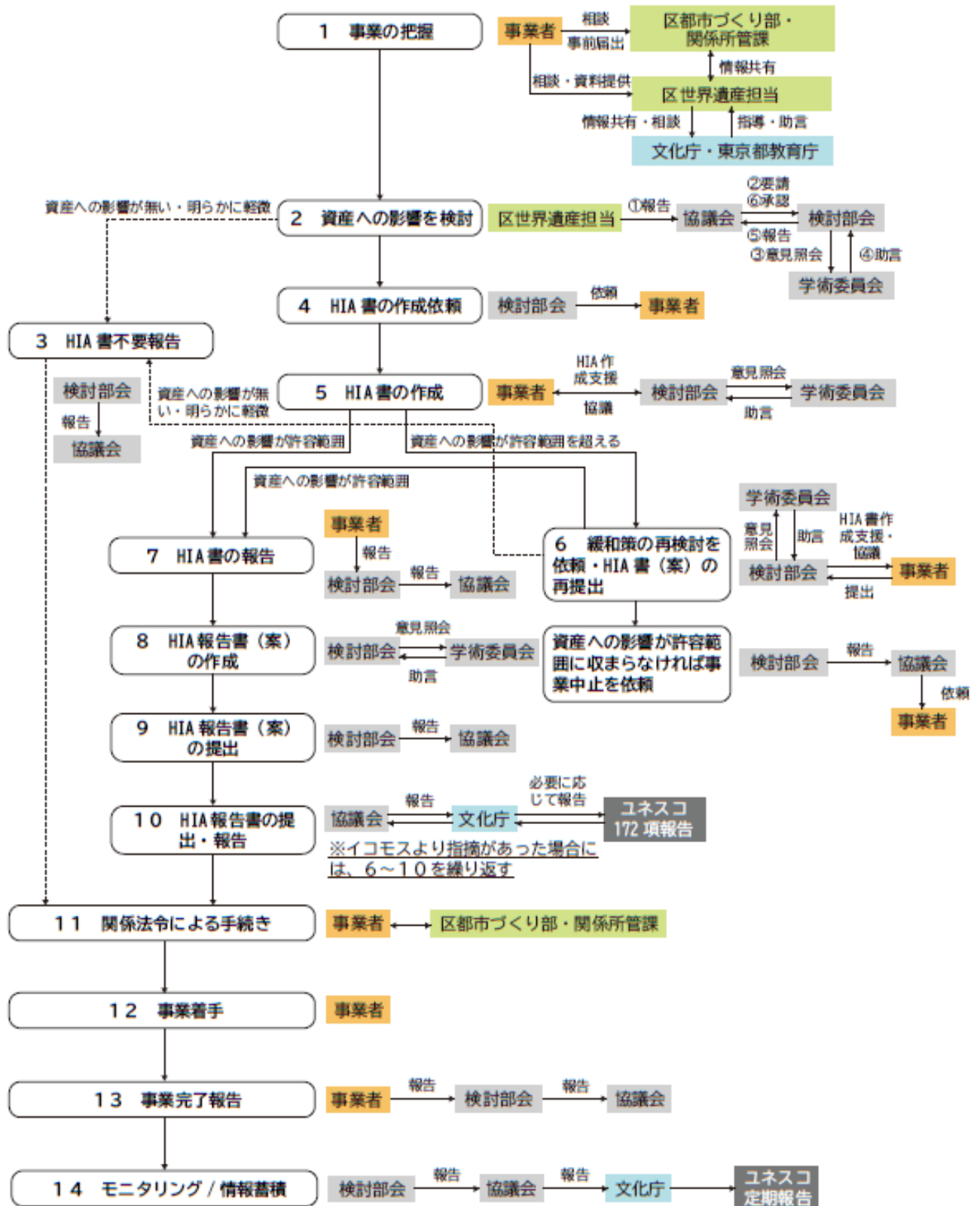
遺産影響評価の実施にあたり想定される基本的な流れは、以下の通りである。（フロー図も参照）

- 1 台東区は、緩衝地帯の内、Cゾーン内での開発計画等について、早い段階で把握する。関係部署は、事業者から事前相談、事前届出等が行われた場合、速やかに世界遺産担当へ情報共有を行う。世界遺産担当は、事業の把握後、速やかに事業者と協議を行い、資産への影響の初期判断のため「事業概要書」（P. 31）、「遺産影響評価事前チェックリスト」（P. 32－P. 34）を基に、文化庁及び東京都教育庁に情報提供・相談をする。
- 2 世界遺産担当は、文化庁及び東京都教育庁の指導・助言に基づき、把握した開発行為等について協議会に報告する。協議会は、世界遺産担当から受けた報告について協議し、検討部会へ遺産影響評価に関する対応を要請する。
- 3 2により資産への影響が無い場合、検討部会はH I A書不要報告を協議会へ行う。これを受けた協議会は、協議のうえ、報告が認められる場合には、事業者へその旨を通知し、事業者は関係法令による手続きを進める（11へ）。
- 4 2により資産へ影響を及ぼす可能性がある場合、検討部会は事業者に対してH I A書の作成を要請する。
- 5 事業者は、検討部会が設置する作業部会と協議をしながら、H I A書（案）を作成し、検討部会へ提出する。検討部会は、資産への影響について、3（3）「遺産影響評価の基準」（P. 17）を基に検討し、学術委員会へ意見照会を行う。
- 6 5により資産への影響が許容範囲を超えると判断される場合には、検討部会は事業者に緩和策の検討及びそれに基づくH I A書（案）の再提出を依頼する。資産への影響が許容範囲に収まるまでこの工程を繰り返す。許容範囲に収まらない場合、協議会は、事業者に対し事業中止を依頼する。
- 7 5により資産への影響が許容範囲であると判断された場合、事業者はH I

A 書を検討部会へ提出する。検討部会は、受理したH I A書を協議会へ報告、協議会においてH I A書について協議する。

- 8 7で協議・承認されたH I A書を基に、検討部会はH I A報告書（案）を作成する。
- 9 検討部会において作成したH I A報告書（案）を協議会へ報告する。協議会は、H I A報告書（案）について、協議を行う。
- 1 0 協議会は、9において協議・承認したH I A報告書（案）を文化庁へ提出する。文化庁は、『作業指針』第1 7 2項に基づき、必要に応じてH I A報告書及び必要書類を整え、ユネスコ世界遺産センターへ報告を行う。なお、報告に対し世界遺産委員会より指摘を受けた場合には、関係者間で緩和策の再検討を行う。世界遺産委員会からの指摘が解消されるまで、6から1 0を繰り返す。
- 1 1 事業者は、資産への影響が無い、または許容範囲であると判断された開発行為等について、関係法令による手続きを進める。
- 1 2 事業者は事業に着手する。
- 1 3 事業者は、実施事業の完了を検討部会へ報告する。
- 1 4 資産への影響が無い、または許容範囲であると判断された開発行為等について、検討部会は情報を蓄積し、必要に応じて東京都教育庁が実施するモニタリングにおいて報告する。文化庁は、定期報告の一部としてユネスコ世界遺産センターへ提出する。

〈フロー図〉



4 遺産影響評価書・遺産影響評価報告書の作成

(1) 遺産影響評価書の作成

遺産影響評価書 目次例

1. 概要

- ・遺産影響評価の概要として、対象事業、評価結果等について記載する。

2. 目次

3. 世界遺産「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」の構成資産「国立西洋美術館」の概要

4. 事業内容

- (1)事業名
- (2)事業主体
- (3)事業位置
- (4)事業期間
- (5)事業目的
- (6)事業規模

5. 評価の方法、対象

- ・視点場からの視認性（高さ、形態・意匠・色彩）
⇒視点場から見える場合には、その視覚的な影響
分析手法の例）フォトモンタージュ、ワイヤーフレーム 等

6. 緩和策の説明

- ・高さ、形態・意匠・色彩に関し、景観へ配慮した事項について記載する。

7. 顕著な普遍的価値に対する影響評価

- ・世界遺産委員会決議40 COM8 B. 31で採択された顕著な普遍的価値の言明において示された属性に基づき、顕著な普遍的価値への影響の評価について記載する。

8. まとめ

9. 添付資料

例)

- ・事業概要書
- ・遺産影響評価 事前チェックリスト
- ・景観計画書
- ・案内図
- ・計画概要書
- ・立面図
- ・完成予想図
- ・サンプル（タイルや塗装の色見本、カタログのコピー等） 等

遺産影響評価報告書 目次例

1. 要約

2. 当該世界遺産の概要

2-1. 名称

2-2. 地理的座標

2-3. 世界遺産一覧表への記載日

2-4. 構成資産の一覧

2-5. 構成資産の国内法での指定等

2-6. 2016年世界遺産委員会において留意された顕著な普遍的価値の言明

2-7. 推薦書において主張した構成資産(国立西洋美術館)における顕著な普遍的価値について

2-8. 顕著な普遍的価値の基準及び属性に対する構成資産(西洋美術館)の貢献(表)

3. 評価の経緯

- ・周辺環境検討部会や台東区景観審査委員会などでの検討のプロセス等について記載する。

4. 評価すべき影響の特定について

- ・計画されている事業等と、国立西洋美術館の顕著な普遍的価値の関係について記載する。

5. 評価すべき影響の予測方法について

- ・フォトモンタージュ等のシミュレーションによる検討・分析について記載する。

6. 顕著な普遍的価値に対する影響評価

7. まとめ

5 世界遺産委員会への報告

(1) 「作業指針」第172項に基づく世界遺産委員会への報告

「作業指針」第172項では、顕著な普遍的価値に影響する可能性のある事業等を実施する場合、世界遺産委員会が解決策の検討を支援できるようにするために、できる限り早い段階または変更不可能な決定を行う前の段階において、締約国は世界遺産委員会に報告するよう要請されている。

H I A報告書を上記の「作業指針」第172項に基づく報告書（以下「172項報告書」）として世界遺産委員会に提出するか否かの判断にあたっては、資産への影響の程度が最も重要な観点となる。加えて、同様の事業等が今後発生し問題となる可能性をはじめ、登録時及びその後の保全状況審査等における世界遺産委員会での議論、I C O M O S評価書及び委員会決議との関連性についても考慮が必要である。よって、172項報告書の提出については、これらの観点から提出の必要性を判断することとする。

172項報告書は、資産への影響が懸念される事業について、予め締約国が提出するものであり、非常に重みのある報告書であることについても留意を要する。ユネスコ世界遺産センターが世界遺産委員会に対して当該事業の資産への影響が甚大であると報告した場合には、当該事業の中止はもちろんのこと、影響の懸念が完全に払拭されるまでの間、かなりの時間と慎重な対応が求められることにも留意が必要である。

そのため、172項報告書の提出に関する検討の過程においては、事業者及び関係自治体は、学術委員会の意見を踏まえつつ、文化庁と十分な協議を行うものとする。

(2) 定期報告への記載

事業の顕著な普遍的価値への影響が許容範囲に収まっている等の理由により、ユネスコ世界遺産センターへ172項報告書を提出する必要がないと判断された場合、または初期の段階でH I A書の作成が必要ないと判断される場合についても、必要に応じて概ね6年に1回のサイクルで実施される世界遺産委員会への定期報告の機会を捉えて、概要を報告することとする。

このことは、問題となる可能性が低い事業等であっても、定められたプロセスに従い適切な処理が行われていることを、世界遺産委員会に示す機会を確保することを意味する。

（３）報告しない場合の取扱い

定期報告時に報告するに至らない事業についても、継続的に記録・蓄積していくことにより、世界遺産の保全手法を時代に応じて再検討していくための重要なデータとして活用することが可能となる。これらの事業については、東京都教育庁が毎年実施するモニタリングの結果をとりまとめた年次報告書に記載することで、関係者間の情報共有を図ることとする。

様式 1

事業概要書

年 月 日

項目		備考
事業者		
担当者・連絡先		
事業件名		
対象行為	☐ 建築物・工作物 ☐ 屋外広告物	
事業概要		
計画予定地	台東区	
期間（予定）	基本設計 開始： 年 月 日 完了： 年 月 日 実施設計 開始： 年 月 日 完了： 年 月 日 工事期間 着工： 年 月 日 完了： 年 月 日	
添付書類	遺産影響評価 事前チェックリスト ☐ 建築物・工作物（様式2－1） ☐ 屋 外 広 告 物（様式2－2）	
	☐ 計画概要書	物件名・建築物の高さ・延べ床面積・用途等の計画概要
	☐ 案内図	国立西洋美術館との位置関係がわかるもの
	☐ 立面図 ※視認される面	使用色のマンセル値・使用割合・仕上げ材、屋外設備
	☐ 景観シミュレーション	視点場、視点場以外の地点
	☐ 設計工程表	
	☐ その他参考となる資料	カタログのコピー等

様式 2-1 遺産影響評価 事前チェックリスト（建築物・工作物）

年 月 日

事業件名		
行為の種類	☐ 都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画 ☐ 上記以外の建築計画事業	
視点場からの視認（予測）	建築物・工作物 ☐ 視認される ☐ 景観基準線より下回る ☐ 景観基準線より上回る ☐ 景観基準帯との調和を図る 記載欄 ☐ 視認されない	
建築物の規模	最高の高さ m	階数（地上） 階
視認される面の主な使用色のマンセル値	外壁基本色 ☐ （ ） 強調色 ☐ （ ） ☐ 未定 アクセント色 ☐ （ ） ☐ 未定 屋根色 ☐ （ ） ☐ 未定	

景観への配慮事項	高さ・規模 □周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 □国立西洋美術館前庭視点場からの景観シミュレーションを行い、見え方に配慮した建物高さとする。 記載欄 形態・意匠・色彩 □文化・芸術の創造発信拠点及び世界文化遺産のあるまちにふさわしい質の高い景観を形成する。 ・建築物等の形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。 ・背景の空に溶け込むような色彩を選択し、極力存在感を抑えるよう配慮している。 ・立面の圧迫感や存在感を軽減したファサードデザインや素材選定に配慮する。 記載欄 □建築物等の色彩や素材は、次の事項に適合するとともに周辺との調和を図る。 ・外壁の素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・外観の色彩は、台東区景観計画に定める基準に適合するものとする。 記載欄
-----------------	--

様式２－２ 遺産影響評価 事前チェックリスト（屋外広告物）

年 月 日

事業件名	
屋外広告物の規模	※地盤面から広告物等の上端までの高さ m
前庭からの視認（予測）	☐ 屋上広告物 ☐ 視認される ☐ 自家用広告物 ☐ 公共公益目的・非営利目的の広告物 ☐ 上記以外の広告物 ☐ 視認されない ☐ 壁面広告物 ☐ 視認される ☐ 自家用広告物 ☐ 公共公益目的・非営利目的の広告物 ☐ 上記以外の広告物 ☐ 視認されない
景観への配慮事項	☐ 屋外広告物の表示等については、台東区景観計画における景観形成特別地区（上野恩賜公園周辺）Cゾーンの位置づけを踏まえ、世界文化遺産である国立西洋美術館前庭からの見え方に配慮する。
視認される面の主な使用色のマンセル値	基本色 ☐ () 強調色 ☐ () ☐ 未定 アクセント色 ☐ () ☐ 未定

用語説明

用語	説明
イコモス International Council on Monuments and Sites (I C O M O S)	1965年に発足した国際機関で、人類の遺跡や建造物の保存を目的としたN G O組織のこと。世界遺産条約に定める世界遺産委員会の諮問機関として、ユネスコ世界遺産センターの依頼に基づき、文化遺産に関する推薦資産の現地調査を行う。価値評価、登録遺産の保存管理状況等に関する調査結果を取りまとめ、世界遺産委員会に対して勧告を行う。 出典：台東区世界遺産登録推進室 HP「国立西洋美術館を世界遺産に」 (https://www.city.taito.lg.jp/other/sekaiisan/sekai5youto.html).
遺産影響評価 Heritage Impact Assessment (H I A)	計画されている事業等によって世界遺産の価値が受ける影響の可能性を事前に把握し、負の影響が想定される場合には、それらを回避または低減する手法を導き出すために実施する評価分析作業のことである。遺産影響評価は、資産を適切に保全するとともに多様な社会における経済活動との調和を図るうえで極めて重要である。遺産影響評価の基本的な考え方や手順、方法等について、ユネスコの諮問機関であるイコモスが2011年に「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス (Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties)」(以下、「イコモスガイダンス」) をとりまとめ、公開している。また、文化庁は2019年に「世界文化遺産の影響評価にかかる参考指針」(以下、「参考指針」) を定め、我が国における遺産影響評価の実施手順、手法等を含む指針を示している。

遺産影響評価書	遺産影響評価の成果を取りまとめた文書のこと。遺産影響評価書の作成は、事業者が実施する
開発行為等	本マニュアルにおいては、P.16「(2) 遺産影響評価の実施について」の「③対象事業」で示している、 ○ 建築物・工作物 - i 都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画 - ii i 以外の建築計画（景観条例に基づく通常協議） ○ 屋外広告物 を指す。
緩衝地帯	世界遺産の効果的な保護を目的として、推薦資産（資産を効果的に保護するために設定された境界線）を取り囲む地域に、法的または慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。 参考：総務省 HP, 『世界文化遺産の概要等』 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000393813.pdf).
顕著な普遍的価値 Outstanding Universal Value (OUV)	国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通重要性を持つような、傑出した文化的な意義及び／または自然的な価値のこと。しばしば OUV と略される。世界遺産に登録されるためには、顕著な普遍的価値が認められなければならない、世界遺産を保護するためには、顕著な普遍的価値を守らなければならない。 参考：文化庁 HP, 『世界遺産一覧表への記載に必要なこと』 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/seikai_isan/pdf/93585301_02.pdf).
世界遺産の文脈における遺産影響評価のためのガイダンス及びツールキット	世界遺産を対象とした遺産影響評価の考え方について、ユネスコ及び世界遺産にかかわるユネスコの諮問機関（イコモス、IUCN、ICCROM）が共同で作成した参考資料。世界遺産を対象とした遺産影響評価の経緯、原則、考え方が示されている。2023 年に文化庁から日本語仮訳が出されている。

	参考：ユネスコ世界遺産センター（文化庁仮訳），『世界遺産の文脈における遺産影響評価のためのガイダンス及びツールキット』，2023.
世界遺産委員会	世界遺産条約に基づき設置される委員会で、毎年7月頃に開催される。委員国は、締約国の中から選出された21か国で構成され、公平性を確保するため持ち回りにより機会が均等に与えられるようになっている。委員会では、締約国から推薦された世界遺産地域登録候補地が世界遺産としての価値を有し、相応しいか否かについて審査し、世界遺産リストへの登録を決定する。 出典：台東区世界遺産登録推進室 HP「国立西洋美術館を世界遺産に」 (https://www.city.taito.lg.jp/other/sekaiisan/sekai_5youto.html).
世界遺産条約履行のための作業指針	世界遺産条約の実践的な運用指針として、世界遺産委員会により採択・改訂される文書。世界遺産の定義、世界遺産リストへの登録や登録遺産の保護・保全など、世界遺産条約の条文には規定されていない詳細、かつ具体的な手続きなどを規定している。遺産影響評価を含む各国の責務、シリアルプロパティなどの世界遺産関連用語の定義などについても示されている。 文化庁から日本語の仮訳が示されている。ただし、頻繁に改定されるため、最新版についてはユネスコHPで確認する必要がある。 参考：ユネスコ世界遺産センター，『世界遺産条約履行のための作業指針』，2024.
台東区景観計画	「台東区基本構想」及び「台東区長期総合計画」に即し、かつ「台東区都市計画マスタープラン」と整合を図りつつ景観法に基づく景観計画として法に規定する事項を定めると共に、「台東区景観条例」等の景観まちづくり施策全

	体を位置づけ、一体的に運用をするもの。 出典：台東区、『台東区景観計画』,2011年12月.
台東区景観条例	景観法の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めている。また、台東区や区民等及び事業者の責務を明らかにし、届出対象行為に係る事前協議などについて必要な事項を定めることにより、台東区、区民等及び事業者が協力し、愛着の持てる潤いのある良好な景観の形成を進め、快適な都市環境の実現と区民文化の向上に資することを目的としている。 出典：台東区 HP,『台東区景観条例』 (https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/keikan/ichiran/jyorei.html)
大規模建築物等	東京都景観条例第2条第1項第5号に基づく建築物及び工作物。
都市開発諸制度等	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度。 ・都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区 ・都市計画法第8条第1項第4号の特定街区 ・都市計画法第8条第1項第4号の2都市再生特別地区 ・都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業 ・都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画 ・建築基準法第59条の2の総合設計 参考：東京都都市整備局,『都市開発諸制度の概要』,2024年4月, p.1.
東京都景観条例	東京都の良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めている。東京都、都民及び事業者の責務を明記し、大規模建築物等の建築等に関する事前協議の制度を整備する

	ことにより、地形、自然、まち並み、歴史、文化等に配慮した都市づくりを総合的に推進し、美しく風格のある東京を形成し、都民が潤いのある豊かな生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的としている。 出典：東京都 HP, 『東京都景観条例』 (https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00003734.html)
--	--

参考資料一覧

文化庁 HP

- 「世界遺産リソースマニュアル：世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」（文化庁仮訳）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93866301_01.pdf

※原題（英語）：

Guidance and Toolkit for Impact Assessments in a World Heritage context

（ユネスコ HP） <https://whc.unesco.org/en/guidance-toolkit-impact-assessments/>

- 「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/1416448.html

- 「世界遺産条約履行のための作業指針」（文化庁仮訳 2023 年 3 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93866301_02.pdf

- 「世界遺産の制度」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/toroku.html

他資産の遺産影響評価マニュアル

- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」遺産影響評価マニュアル

（百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議：大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市）

<https://www.mozu-furuichi.jp/jp/promotion/hia.html>

- 世界遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル

（富士山世界文化遺産協議会：山梨県事務局、静岡県事務局）

<https://www.fujisan-3776.jp/hia.html>

- 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 遺産影響評価運用マニュアル

（「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会：福岡県）

<https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/evaluation/>

ユネスコ HP

- （ユネスコ HP）「ル・コルビュジエ建築作品―近代建築運動に関わる顕著な貢献」に係る
ユネスコ公文書集成（英仏のみ）

<https://whc.unesco.org/en/list/1321/documents/>

台東区 HP

- 台東区都市計画マスタープラン

https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/toshikeikaku/keikaku/toshikeikaku/urban_masterplan.html

- 上野地区まちづくりビジョン

https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/chikumachizukuri/ueno/ueno_vision.html

- 台東区屋外広告物景観ガイドライン

https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/keikan/ichiran/outdoor_advertising.html